平成２１年（フ）第２３６９１号
千葉県船橋市東船橋３丁目31―１　メゾンダジュール５番館101号
債務者　重延　英世
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６９２号
千葉県船橋市東船橋３丁目31―１　メゾンダジュール５番館101号
債務者　重延　和美（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６９４号
東京都江戸川区船堀６丁目５－４―506
債務者　豊田　　泉
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６９５号
東京都足立区神明２丁目10―35
債務者　大野由佳子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６９６号
埼玉県上尾市大字小敷谷1058―38
債務者　木ノ内啓道
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６９７号
東京都板橋区高島平８―20―12―203、住民票上の住所東京都板橋区高島平８丁目27―14―407
債務者　飯盛　直哉
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６９８号
東京都多摩市諏訪４丁目２―12―303
債務者　尾形　友美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７００号
東京都品川区西大井３丁目４－１―104
債務者　篠田　　隆
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７０６号
神奈川県横浜市鶴見区上末吉５丁目６―26―201
債務者　小田嶋誠子（旧姓細羽）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７０７号
東京都八王子市東浅川町558―５―102
債務者　西村榮江子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７０８号
東京都杉並区松ノ木３丁目26―12―302
債務者　旭　　利彦
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７０９号
東京都八王子市大横町６―13
債務者　福井　宏次
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７１０号
東京都八王子市犬目町315　グランドソレイユＢ―201
債務者　田倉　康江
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７１３号
千葉県千葉市中央区寒川町２丁目122―36
債務者　藤塚　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７１７号
千葉県市川市大洲３丁目２－１
債務者　日高　拓也
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７１８号
東京都八王子市散田町１丁目10―12
債務者　張替　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部